



トピックス P2 クーリングオフ制度について

発行／富山県生活環境文化部県民生活課・富山県消費生活センター http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1711/index.html

くらしの
相談窓口
から

投資用マンションの購入を勧める電話

～頻繁にかかってきて迷惑なのですが～

相

談

先日、職場に業者から投資目的のマンション購入の電話勧誘がありました。「興味がない、必要ありません。」と断わると、「その言い方は何だ、失礼だ、押しかけるぞ！」と怒鳴られました。その後もしつこく電話が何度もかかり、長時間切らせてくれないこともあり、仕事にも支障をきたしています。どのように対処すればよいのでしょうか。(40代男性)



回

答

投資用マンションの悪質な電話勧誘の相談が後を絶ちません。この相談のように、断ったのに自宅や職場にしつこく勧誘が続いたり、脅迫まがいの勧誘を受けたり、絶対に儲かると説明をされたなどのトラブルがあります。

宅地建物取引業法（以下、宅建業法）では、業者がマンションの購入の勧誘を断った人に勧誘を続けたり、迷惑を覚えさせる時間に電話や訪問をしたり、社名や勧誘を行う者の氏名・勧誘目的を告げずに勧誘する行為などを禁止しています。

相談者には、悪質な勧誘を受けたり強引に契約を迫られてもき然と断り、手短かに電話を切るよう助言しました。しつこい電話に根負けして

住所等の個人情報を伝えたり、業者と接触することのないよう、き然とした態度で断りましょう。

悪質な勧誘を受けた場合は、その時の具体的な状況（業者名や連絡先、担当者名、勧誘の手法等）を、宅建業法所管課にお知らせください。（県：建築住宅課、国：国土交通省〈地方整備局〉）

トラブルにあったら、一人で悩まないで早めに市町村相談窓口や県消費生活センターにご相談ください。



注意喚起！ 加圧を利用したスパッツの使い方に注意！

衣服を着用したときに体に加わる圧力（衣服圧）を利用して「脚すっきり」等の効果をうたった下半身用の衣服、いわゆる加圧を利用したスパッツが多くみられるようになりました。医療の現場では、治療の一環として弾性ストッキングなどが使われていますが、使い方によっては血行障害や神経障害を起こすこともあり、注意を促す必要がある等の表示もされています。一般の消費者向けに通信販売で簡単に購入できる商品もありますが、使い方によって同じような注意が必要です。事故を防ぐために次のことに注意しましょう。

- 加圧を利用したスパッツは、特に「しゃがむ」姿勢をとったときに膝やふくらはぎの衣服圧が高くなり、加圧を利用したスパッツを着用することで静脈血が停滞しやすくなる可能性があります。同じ姿勢を続けられないなど、使い方に注意しましょう。
- 自分の身体の寸法を正しく把握し、サイズが適正なものを選ぶことが大切です。通信販売等では商品確認することが難しいため、購入の際には慎重に対応しましょう。

詳しくは、独立行政法人国民生活センターのホームページをご覧ください。<http://www.kokusen.go.jp/>



クーリング・オフ制度について

○クーリング・オフとは

クーリング・オフ制度は、消費者が商品やサービスを契約した後で冷静に考え直す時間を与え、一定期間内であれば無理由・無条件で契約を解除できる制度です。「契約は守らなければならない」とする原則の例外であり、クーリング・オフできる取引は法律や約款などに定めがある場合に限りです。



「特定商取引法」でクーリング・オフが定められている取引

取引形態	期間	適用対象
訪問販売	8日間	事業者の店舗以外の場所での契約 ^{※1} (キャッチセールス、アポイントメントセールス等も該当)
電話勧誘販売	8日間	事業者から電話で勧誘を受けた契約 ^{※1}
特定継続的役務提供	8日間	エステ・語学教室・家庭教師・学習塾・パソコン教室・結婚相手紹介サービス(一定の期間・金額を超えるもの)
連鎖販売取引	20日間	マルチ商法 ^{※2}
業務提供誘引販売取引	20日間	内職商法等 ^{※2}

- ※1は原則全ての商品・役務が対象、※2は全ての商品・役務・権利が対象となります。
- クーリング・オフ妨害があった場合(例:「クーリング・オフはできない」と言われた)や、法定契約書面が交付されていない場合など、期間が過ぎてもクーリング・オフができる場合があります。
- 特定商取引法の他にもクーリング・オフ制度を設けている法律があります。
(割賦販売法、保険業法、宅地建物取引業法等)
- 消費者保護の制度なので、主として営業のために契約したときは適用されません。
- クーリング・オフの通知は書面で行い、特定記録郵便など記録の残る方法で送付し、コピーを取っておきます。
クレジット契約をしている場合はクレジット会社と販売会社へ同時に通知します。

次の場合は、クーリング・オフが適用されません

- A 消費者が自発的に店舗に出向いて買い物をしたとき
- B 通信販売(注文する前に返品制度の規定をよく確認しましょう)
- C 訪問販売、電話勧誘販売であっても、
 - a) 乗用自動車、電気・都市ガスの供給、葬儀など
 - b) 3,000円未満の現金取引
 - c) 政令で指定された消耗品(化粧品、健康食品、配置薬等)を使用した場合



■クーリング・オフの注意点や書面・手続方法等、詳しくは市町村相談窓口、県消費生活センターへご相談ください。(相談窓口一覧はP4)

夏の省エネはじめませんか。～電力需給対策について～

暑い夏はエネルギー消費の増える季節ですが、一人ひとりのちょっとした工夫や心がけにより、エネルギーの消費を抑えることができます。

家庭やオフィスにおいても、室温28℃を目安とした温度設定や、冷蔵庫などの効率的な使用など、身近でできる省エネ対策をはじめましょう。

★エアコン

- 冷房は温度設定を28℃にしましょう。また、無理のない範囲で電源を切り、扇風機を使用しましょう。



★テレビ

- 省エネモードに設定しましょう。また、画面の明るさを調整し、必要なとき以外は電源を切りましょう。

★ジャー炊飯器

- 早朝にタイマー機能で1日分をまとめて炊いて、冷蔵庫や冷凍庫で保存しましょう。

★待機電力

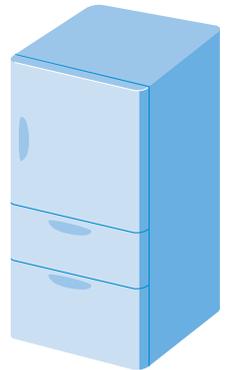
- リモコンの電源ではなく、本体の主電源を切りましょう。また、長時間使わない機器のプラグはコンセントから抜きましょう。

★照明

- 日中は不要な照明を消しましょう。

★冷蔵庫

- 設定温度を「強」から「中」に変えましょう。また、扉を開ける時間をできるだけ減らしましょう。
- 食品を詰め込みすぎないようにしましょう。（※食品がいたまないようご注意ください！）



無理な節電の取組みは、熱中症等にかかるおそれもあるため、十分に自身の健康、体調等を考慮し、できる範囲で節電に取り組んでいただくようお願いします。

とやまメガ節電所プロジェクト

～県民みんなの節電アクションでメガ節電所をつくらう！～



Webサイト「とやまメガ節電所」にみなさんの節電行動（省エネ型の電球や冷蔵庫への買替えなど）を登録すると、仮想の「メガ節電所」が建設・稼働します。どのような行動にどれだけの節電効果があるのかを学びながら、楽しく節電に取り組みましょう！

プロジェクトでは、電力消費が多い夏と冬にWebサイトへの登録を集中的に呼びかける節電キャンペーンを実施します。2012夏のキャンペーンは平成24年7月2日（月）から9月7日（金）まで。

詳しくはホームページ (<http://toyama-megasetsudensho.com>) にアクセス！

お問合せ先：「とやまメガ節電所プロジェクト」事務局（㈱中部設計内） ☎076-442-4161

生食用牛レバーの提供禁止について

～食肉を美味しく安全に食べるために～

平成24年7月1日から、食品衛生法により、生食用の牛の肝臓（レバー）の販売・提供が禁止されました。

しかし、飲食店で提供されている「鶏刺し」や「牛センマイ」、「牛ハツ刺身」などの生肉については、法律による規格基準はまだ定められていません。

規格基準がない食肉についても、鮮度や保存状況に関係なく、食中毒を引き起こす細菌が付着している危険性があるため、生食は控えましょう。

また、小さなお子さんや高齢者の方は細菌等に対する抵抗力が弱いいため食中毒に感染しやすく、症状も重くなる傾向があり、特に注意が必要です。



食肉を美味しく安全に食べるためのポイント

- ①食事の前や調理を始める前には、丁寧に手を洗いましょう。
- ②食肉は中心部まで十分に加熱して食べましょう。(75℃ 1分以上)
- ③食肉を処理したまな板や包丁は、丁寧に洗浄しましょう。
- ④焼肉では、取り箸(トング)と焼き箸を区別しましょう。
- ⑤鶏刺しや牛センマイ、牛ハツ刺身などの生肉を食べることは控えましょう。



お問合せ先：富山県生活衛生課食品乳肉係 ☎076-444-3230

消費生活に関するご相談は、市町村相談窓口、県消費生活センターへ

富山市消費生活センター(富山市役所内)

.....☎076-443-2047

高岡市 市民協働課 ☎0766-20-1522

[消費生活相談コーナー(エルバセオ内)]...☎0766-28-1141

魚津市 市民課 ☎0765-23-1003

氷見市 市民課 ☎0766-74-8010

滑川市 生活環境課 ☎076-475-2111 (内334)

黒部市 市民環境課 ☎0765-54-3198

砺波市 生活環境課 ☎0763-33-1153

小矢部市 市民協働課 ☎0766-67-1760 (内732)

南砺市 住民環境課(井波庁舎) ... ☎0763-23-2035

射水市 生活安全課(大島庁舎) ... ☎0766-52-7974

舟橋村 総務課 ☎076-464-1121 (内29)

上市町 町民課 ☎076-472-1111 (内103)

立山町 住民課 ☎076-462-9915

入善町 住民環境課 ☎0765-72-1100 (内132)

朝日町 産業課 ☎0765-83-1100 (内237)

◆富山県消費生活センター

富山市湊入船町6番7号(富山県民共生センター内)

消費生活相談 ☎076-432-9233

消費者金融・多重債務相談 ☎076-433-3252

FAX076-431-2631

URL <http://www.pref.toyama.jp/branches/1731/1731.htm>

【開所時間】

午前8時30分～午後5時(土・日曜、祝日、年末年始を除く)

毎週火曜日は午前8時30分～午後8時(休日、年末年始を除く)

◆富山県消費生活センター高岡支所

高岡市本丸町7番1号(本丸会館 新館5階)

消費生活相談、消費者金融・多重債務相談

☎0766-25-2777 FAX0766-25-2890

【開所時間】

午前8時30分～午後5時(土・日曜、祝日、年末年始を除く)

◆富山県消費者協会(富山県民共生センター内)

※土曜日・日曜日に消費生活に関する相談を受けています。

☎076-432-5690 午前9時～午後4時

消費者の安全・安心コーナーホームページURL <http://www.consumer-toyama.jp/>